

# たいらほこみち利用者募集要項



2025年4月12日公表

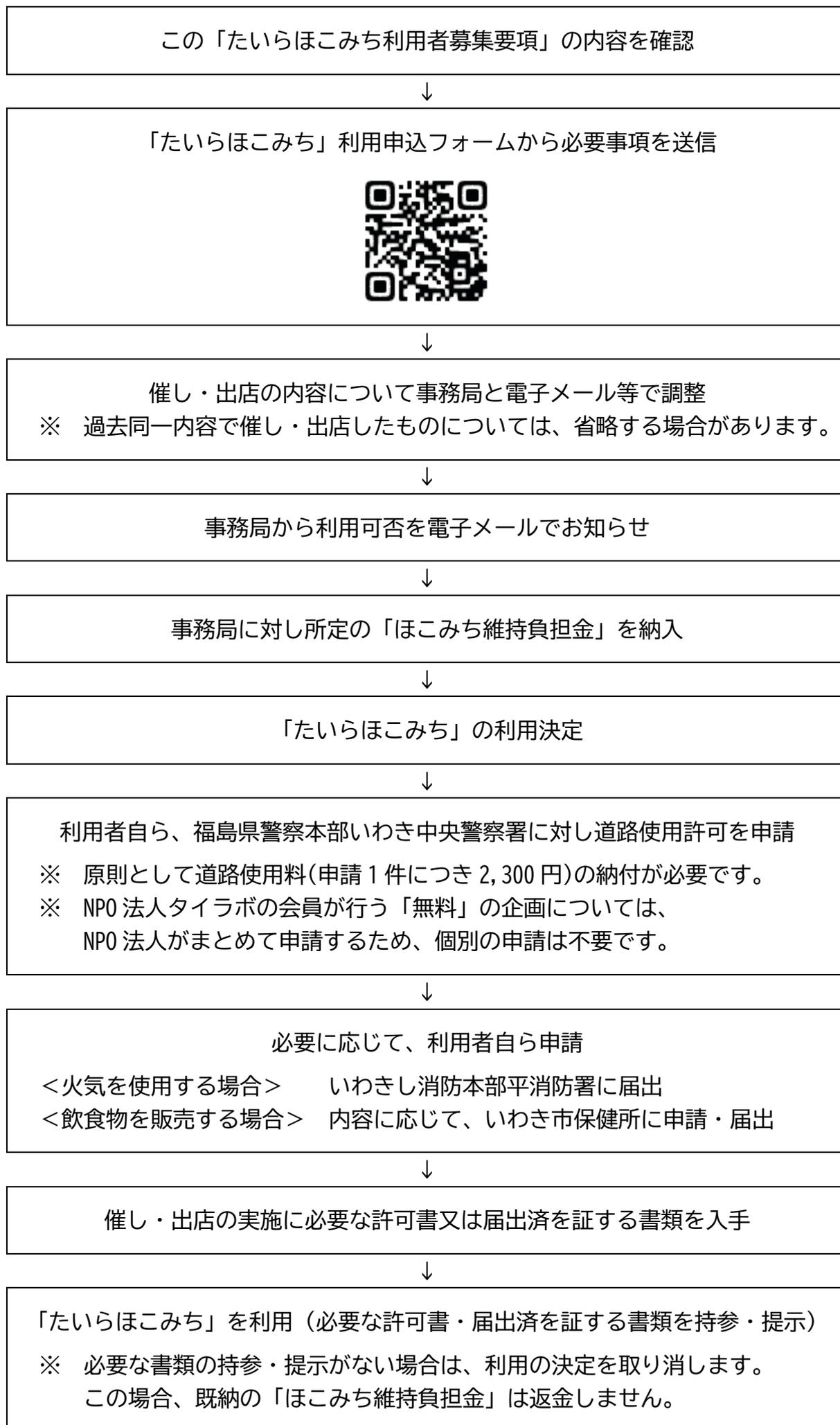
たいらまちづくり株式会社

<たいらほこみち占有主体>

## 目 次

1	催し・出店までのフロー	1
2	たいらほこみち利用者募集の概要	2
3	留意事項	11
4	たいらほこみち利用規約	12
5	「たいらほこみち」とは	14

# 1 催し・出店までのフロー



## 2 「たいらほこみち」利用者募集の概要

### (1) 実施期間

2025年4月12日(水)～2028年3月31日(金)まで

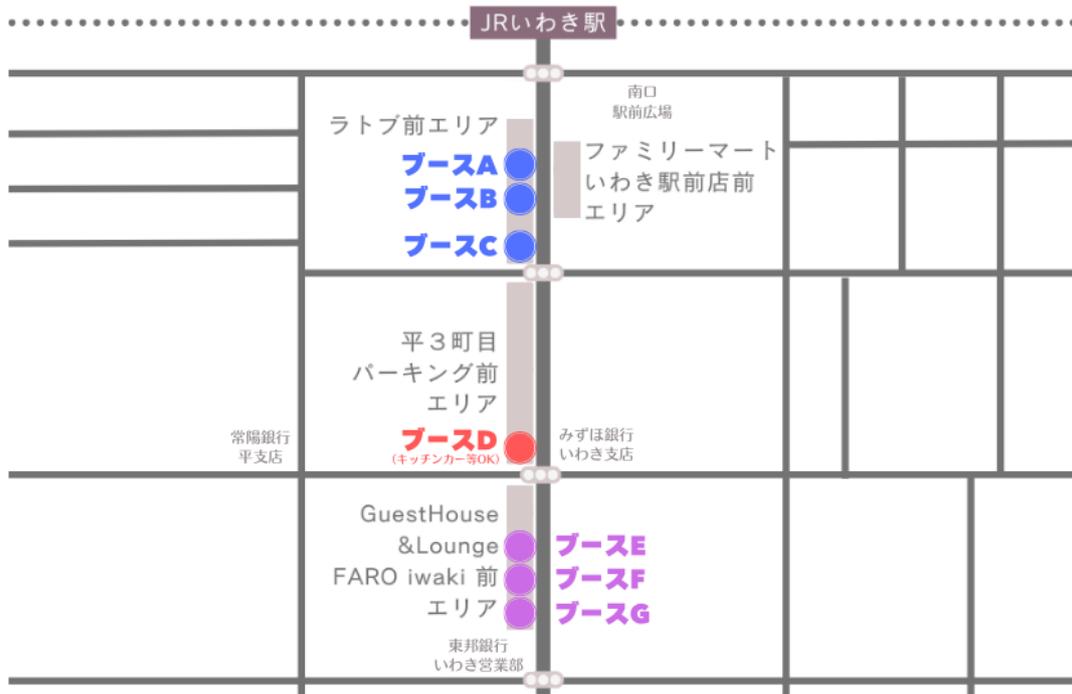
### (2) 利用可能時間帯

原則として午前10時から午後8時まで(午後9時までに撤収完了)

※ この時間内であれば利用時間の始期・終期は任意に設定して申込できます。

### (3) 利用可能エリア

JRいわき駅前 一般国道399号(いわき駅前大通り)の歩道のうち下図のとおり



※ このうち、原則として、利用を受け付けるのは、ブースA～ブースGの表記がある箇所です。

### <ラトブ前エリア>



<平3町目パーキング前エリア>



<GuestHouse&Lounge FARO iwaki 前エリア>



<1ブースの大きさ>

ブース A・B・E・F・G	幅3m×奥行2m
ブース C	幅5m×奥行2m
ブース D (キッチンカー等可)	幅4m×奥行2m

※ 連続した複数ブースの利用を希望する場合は、申込フォームの「その他事務局への連絡事項」欄に、希望するブース名を入力してください。

#### (4) 利用例

- 歌、楽器の演奏、ダンス、パントマイムなどのパフォーマンス
- いけばな、絵、各種アートなどの作品展示
- 手芸、雑貨づくり、DIY などの体験やワークショップ
- 読書会、おしゃべり会、困りごと相談会などの企画
- 飲食ブースやキッチンカー等の出店
- ハンドメイド作品や輸入雑貨の販売
- ネイルやなどのサービスの販売
- 複数主体が集まって行うマルシェや〇〇博、〇〇祭のようなイベント

※ 出店利用の場合、適正価格での販売をお願いします。

※ 「たいらほこみち」のエリアを使って、「やってみたい」ことがある方は、まずは一度事務局までお問合せいただくとスムーズです。

<https://taira-hokomichi.kirara.st/form/>



#### (5) 利用申込受付期間

- ① 複数の利用主体を取りまとめてイベントを主催するもの（マルシェなど）  
利用希望日の3か月前の1日の午前0時から  
利用希望日の前月の10日の午後11時59分まで
- ② ①以外  
利用希望日の2か月前の1日の午前0時から  
利用希望日の前月の10日の午後11時59分まで

※ 受付期間前のお申し込みは、原則として、いただいても一旦お断りする（受付開始となってから改めてお申し込みいただくようお願いする）対象となりますので、ご注意ください。

※ 「たいらほこみち」ホームページのトップページ下部に、確定済の催し・出店スケジュールを示した Google カレンダーを表示していますので、希望日の重複を避けるためにも、お申し込みの前に一度ご確認ください。

(6) 利用申込方法

「たいらほこみち」利用申込フォームに必要事項を入力・送信してください。

<https://taira-hokomichi.kirara.st/howto/>



その後、必要に応じて、お申し込みいただいた方と事前調整を行った上で、利用の可否を電子メールでお知らせします。

(7) 「ほこみち維持負担金」の納入

事務局から、利用可能の電子メールが届きましたら、原則として利用希望日の前月の15日までに、所定の「ほこみち維持負担金」を納入してください。

※ 「ほこみち維持負担金」は、「たいらほこみち」エリア内に設置したストリートファニチャーや人工芝などの維持補修その他「たいらほこみち」を安心・安全にお使いいただくための取り組みに充てるほか、道路を占用し「たいらほこみち」とするため福島県に対し納付する占用料及び福島県警察本部に対し納付する道路使用料などに充てるものです。皆様のご協力をお願い申し上げます。

<ほこみち維持負担金の額>

① 展示、パフォーマンス、ワークショップ、体験等を無料で実施する場合  
催し1回につき700円(+福島県警本部に納付する道路使用料2,300円/件)

※ 展示、パフォーマンス等について、善意の投げ銭やのみを来街者から求めるときなどは、無料扱いとします。

※ ワークショップ、体験等について、材料費実費相当額のみを参加者から求めるときなどは、無料扱いとします。

② 展示、パフォーマンス、ワークショップ、体験等を有料で実施する場合  
催し1回につき1,700円(+福島県警本部に納付する道路使用料2,300円/件)

③ 単体の利用主体が飲食物や物品・サービスなどを販売する場合  
1事業年度につき5,000円  
(+福島県警本部に納付する道路使用料2,300円/件)

※ この場合において、1事業年度とは、毎年4月1日から翌年3月31日までをいいます。

※ この金額は、2025年度分に限るものとし、2026年度以降は、当該区分に係るほこみち維持負担金の額を別に定める見通しです。ただし、2025年度から引き続き申し込む場合に限り、そのほこみち維持負担金の額は、2026年度についても1事業年度につき5,000円に据え置くものとします。

④ 複数の利用主体をとりまとめてイベントを主催する場合

催し1回につき7,700円(+福島県警本部に納付する道路使用料2,300円/件)

※ この金額は、2025年度分に限るものとし、2026年度以降は、当該区分に係るほこみち維持負担金の額を別に定める見通しです。ただし、2025年度から引き続き申し込む場合に限り、そのほこみち維持負担金の額は、2026年度についても催し1回につき7,700円に据え置くものとします。

(8) 利用の決定

利用可能の電子メールを受けて「ほこみち維持負担金」を納入したことを事務局が確認したことをもって、利用決定として取り扱います。

(9) 各種申請・届出

たいらほこみち事務局では、警察、消防、保健所その他の許可届出等手続きの代行を行っておりません。

法令等により許可等が必要な催し・出店行為を行うに際しては、利用決定次第、当該催し・出店の主催者ご自身の責任において、「たいらほこみち」利用の前に必要な諸手続をお済ませくださるようお願いいたします。

当日、必要な許可等が下りていることが確認できる書類をお持ちでない場合は、催し・出店いただくことができませんので、ご注意ください。なお、この場合において、既納のほこみち維持負担金は返金しません。

<必要な諸手続の例>

① すべての催し・出店

いわき中央警察に「道路使用許可」を申請(NPO法人タイラボ会員が行う無料の企画を除く)

② 火気を使用する場合

いわき市消防本部平消防署に「対象火気器具等を使用する露店等の開設届出書」を提出

③ 飲食物を販売する場合

内容に応じて、いわき市保健所に申請

(10) 貸出什器

ご希望の方には、有料でテントを貸し出し可能です。

テントの貸出を希望される場合は、利用申込フォームに必要数を入力してお申し込みください。

ただし、貸出可能数には限りがありますので、希望数をご用意できない可能性がありますことをお含みおきください。その際は、利用可否の電子メール送付までにお知らせします。

<貸出テントの規格> 幅3m×奥行2m

<貸出料金> 1張1,000円(1日あたり)

<貸出テントのイメージ>



※ 三方幕をご用意がありませんので、必要な場合は各自でご準備ください。

※ テントの貸出は、利用当日に、GuestHouse&Lounge FARO iwaki で行います。

※ 貸出テントについて、破損、紛失等があった場合は、利用者の責任により弁償等をお願いします。

(11) 電源

電源はありません。必要な場合は各自でご準備ください。

(12) 火気の使用

加熱調理や焚き火等を行う場合は、いわき市消防本部平消防署まで、必要書類を各自で届け出てください。

(13) 給排水

「たいらほこみち」エリア内に給排水のご容易はありません。衛生的に十分な量の水を各自でご準備ください。

#### (14) ブースの利用

催し・出店行為そのものはもちろんのこと、設営・撤収作業、展示物の開封・梱包、バックヤード部分の設置、待機列の形成などは、すべて利用決定したブースの区画内で行い、通行の妨げとならないようお願いします。

また、2日間以上連続で「たいらほこみち」を利用される場合は、特にたいらほこみち事務局の了解を得た場合を除き、原則として、各日ごとの設営・撤収をお願いします。

#### (15) キッチンカー等出店時の注意事項

- ① キッチンカー等の搬入及び搬出は出店者各自で行ってください。
- ② 火器及び発電機の近くには必ず消火器を置いてください。
- ③ キッチンカー等の外での調理及び販売行為等を行わないでください。
- ④ マイク及び拡声器、スピーカーは使用しないでください。
- ⑤ 給排水設備はありません。給水タンク及び排水タンクの各容量に応じた品目数の販売をお願いします。
- ⑥ 当日出店する車両サイズを、申込フォームの「その他事務局への連絡事項」欄に入力してください。
- ⑦ 販売した商品のゴミは各店舗で回収し、各自持ち帰りをお願いします。
- ⑧ 歩道に汚れがあった場合、清掃を行ってください。歩道に傷みがあった場合・傷めた場合は事務局までご連絡ください。
- ⑨ キッチンカー等が出店できる区画は限られています。区画内からはみ出さないように停車し、看板等を設置する場合は、区画内をお願いします。
- ⑩ キッチンカー等の進入経路は決まっていますので、事務局からご案内する経路を必ずお守りください。

#### (16) 飲食物の提供に係る注意事項

- ① 原則として、提供直前に加熱調理をする食品を取り扱ってください。生もの（刺身、すし、サンドイッチ、サラダ等）、生クリームを取扱わないでください。
- ② 完成品を提供する場合、原則として、あらかじめ容器包装に入れられたものを提供してください。容器包装された加工食品で、アレルギー物質を含む物については、アレルギー原因物質の表示を義務又は表示を奨励となっていますので注意してください。

<アレルギー原因物質を含む食品の表示：省令で表示義務化 7品目>

卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かに

<アレルギー原因物質を含む食品の表示：表示を推奨 20品目>

あわび、いか、いくら、さけ、さば、オレンジ、キウイフルーツ、バナナ、もも、りんご、牛肉、豚肉、鶏肉、くるみ、大豆、カシューナッツ、まつたけ、やまいも、ゼラチン、ごま

<食品の表示例>

名称	漬物（醤油漬）
原材料	ｷｬﾌﾞﾁ・醤油・塩・保存料(ソルビン酸)・着色料(黄色4・青1)・調味料(アミノ酸)
内容量	250g
保存方法	要冷蔵
賞味期限	令和7年〇月〇日
製造者	〇〇食品株式会社 〇県〇市〇町〇番地 電話〇-〇-〇

※ 上記例を参考に、加工食品の販売先、責任者、住所、電話番号、原材料の表記について確認してください、

- ③ 容器包装に入れられた食品は、原則として表示が必要となります。適正な表示がなされているか確認し、表示されている期限を守って取り扱ってください。表示の相談については、製造所や加工所を管轄する保健所にお寄せください。
- ④ 保存方法については、表示されている温度での保存を徹底してください。要冷蔵、要冷凍の場合は、必ず冷蔵庫や冷凍庫に保管してください。冷蔵庫などが使用できない場合は、氷などを入れたクーラーボックス等を活用してください。屋外での販売となるため、場合によっては出店をお断りさせていただく商品がありますことをお含み置きください。
- ⑤ 食品や食材は、新鮮なものを仕入れ、適切な表示がなされているか確認してください。
- ⑥ 原材料の細切等の仕込み行為は当日行わないでください。食材の仕込みは、食品衛生法に基づき、衛生的な調理・加工施設で行ってください。また、調理は、食品の直前に行い、前日の調理や作りおきはしないでください。加熱調理の際は、中心部まで十分に火を通してください。一つのブース内で、複数の調理品を同時に扱うことは避けてください。
- ⑦ 食器（皿、コップ、箸など）は、なるべく使い捨てのものを使用してください。反復使用が可能な食品を使う場合は、事務局にご相談ください。
- ⑧ 調理した食品は、すみやかに提供してください。また、提供する際に、できるだけ早く消費するよう周知してください。
- ⑨ その場での製造、加工及び調理に多量の水の使用を必要とするものは取り扱わないでください。
- ⑩ 試食・試飲をする場合は、適切な容量で行い、必ず使い捨て容器を準備・使用してください。また、試食・試飲できるものは、食料品等販売業の許可が不要な食品に限ります。この場合においても、保健所への申請が必要です。当日、ブース内でのカットや調理行為は行えませんのでご注意ください。
- ⑪ アルコールを取り扱う場合、酩酊状態になる者が出ないように配慮した接客に努めてください。酩酊状態となった者については、各ブースの管理者と協力の上、事故のないように対応してください。また、緊急を要する事態となった場合は、ただちに事務局にご連絡ください。

- ⑫ アルコールを取り扱う場合、税務署への「期限付き酒類小売業免許届出書」の届出が必要です。酒類製造者又は酒類販売業者であることが条件となります。販売・提供時には、相手が未成年者でないか、車両の雲煙をしないか等を利用者の責任において確認し、試飲・販売等を行ってください。
- ⑬ 野菜や果物そのものを販売する場合には、保健所等への申請・届出は不要です。
- ⑭ 食品を扱う前や、用便後には、手先の洗浄・消毒を十分に行ってください。
- ⑮ 食品衛生法及び福島県、いわき市保健所での取り決め事項を遵守するようにしてください。
- (17) 事前・事後の荷物の受け取り・預かり  
対応はいたしかねます。ご了承ください。
- (18) 悪天候時の対応  
気象警報が発表された場合や災害発生時等には、利用者及び来街者の安全確保のため、「たいらほこみち」の利用はできませんので、事務局の指示にしたがってください。  
なお、この場合において、生じた不利益の補填・補償は行いませんので、ご注意ください。
- (19) 「たいらほこみち」利用に関するお問い合わせフォーム  
「たいらほこみち」の利用に関するお問い合わせは、原則として電子メールで受け付けています。  
なお、送信後7日を経過しても返信がない場合は、システムエラーの可能性が  
ありますので、お手数ですが、再度お問い合わせくださるようお願いいたします。

<https://taira-hokomichi.kirara.st/form/>



### 3 留意事項

- (1) 「たいらほこみち」利用者専用の駐車場のご用意はありません。車両でお越しの際は、お近くのコンパーキング等をご利用ください。路上駐車及び近隣への無断駐車は固くお断りします。発見した場合は、次回から「たいらほこみち」のご利用をお断りします。
- (2) 利用決定したにもかかわらず実際に利用しないことが3度確認された場合は、次回から「たいらほこみち」のご利用をお断りします。
- (3) 利用決定後に催し・出店を取りやめる場合は、事務局までお問い合わせフォームから必ずご連絡ください。無断キャンセルの場合は、その回数にかかわらず、次回から「たいらほこみち」のご利用をお断りします。
- (4) 利用に際し生じたごみは、必ず各自でお持ち帰りください。催し・出店により生じた廃棄物は、各自でゴミ箱を設置するなどして適切に回収し、利用者の責任において処分してください。また、利用後は、必ずブース内及び周辺の清掃をお願いいたします。
- (5) 「たいらほこみち」のためのトイレはございません。
- (6) 催し・出店のための資機材等を運搬する台車等のご用意がありません。必要な場合は、各自でご準備ください。
- (7) 催し・出店の中で現金の授受が生じる場合には、金銭の管理には十分に注意してください。盗難等の被害が生じた場合、事務局は一切の責任を負いません。
- (8) 「たいらほこみち」利用者・来街者・参加者間のトラブルについては、当事者同士で互いに理解を得るよう話し合ってください。
- (9) この募集要項及び「たいらほこみち維持負担金規程」に定めのない事項につきましては、事務局の指示にしたがってください。

#### 4 たいらほこみち利用規約

- (1) 「たいらほこみち」の運営の妨げになると事務局が判断した場合や、この募集要項及び「たいらほこみち維持負担金規程」に記載した事項をお守りいただけない場合には、利用決定の取り消しや、次回からの利用をお断りする場合があります。
- (2) 「たいらほこみち」の利用に際し、この募集要項の内容を、催し・出店の責任者の方及びその補助者の方など関係者で熟読してください。
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団に該当する方及びこれと関係を有する方、いわゆる「的屋」を内容とするもの、政治活動や宗教活動に当たるものにつきましては、「たいらほこみち」をご利用いただくことができません。該当するという事実を伏せての「たいらほこみち」利用申し込みは固くお断りします。
- (4) 「たいらほこみち」の利用にあたり、搬入出時や開催中を通して、常駐する責任者を選任してください。
- (5) すべての設置物及び催し・出店行為は、事務局が定めた範囲内で行ってください。その他の通路及び指定位置以外での催事・販売・PR活動は禁止します。
- (6) 映像・音響機材等を持ち込み利用する場合は、利用申込フォームの「その他事務局への連絡事項」欄にその旨を入力してください。
- (7) 「たいらほこみち」利用者が販売した商品に関する責任は、その出店の主催者に帰属します。
- (8) ボールを使用したイベントや活動（3on3、バスケットボール、サッカー、ケージボール等）は、安全面を考慮し、ご遠慮ください。
- (9) 催し・出店の主催者が、他のブースや「たいらほこみち」エリア内の設備、人身等への損害、機材の破損や床面の汚損などを生じさせた場合には、その補償は、当該催し・出店の主催者の責任において、当事者間で行ってください。
- (10) 参加者・来街者にけがを与えた場合や、販売・試飲・試食によって食中毒が発生した場合、「たいらほこみち」事務局では、賠償等の責任を一切負いません。
- (11) コピー商品（模造品）、薬物（麻薬類、違法商品）、医薬品、医薬部外品、風営法に抵触する商品、契約商品（不動産、金融関連など）、無形財産その他これらに類するものについては、「たいらほこみち」における販売を禁止します。
- (12) 「たいらほこみち」エリアにおける政治活動、宗教の勧誘活動、募金・寄付活動、騒音・悪臭を生じる行為、通行の妨げになる行為は禁止します。

- (13) 「たいらほこみち」の正常な運営に支障を生じるおそれがあると事務局が認めたときは、その催し・出店行為を制限又は禁止する場合があります。この場合においても、帰納の「ほこみち維持負担金」は返金しません。
- (14) 悪天候などにより、事務局の判断で、催し・出店の中断・中止を求める場合がありますので、利用者は事務局の指示にしたがってください。なお、この場合においても、帰納の「ほこみち維持負担金」は返金しないほか、不利益が生じた場合の補填・補償は行いませんのでお含みおきください。
- (15) 催し・出店の実施に要する経費は、催し・出店主催者の負担とします。
- (16) 事務局から貸し出した備品等の盗難、破壊又は紛失等に際しては、その利用者の責任により弁償等を求めます。

## 5 「たいらほこみち」とは

「たいらほこみち」とは、福島県が令和7年2月20日に道路法（昭和27年法律第180号。以下同じ）第48条の20第1項の「歩行者利便増進道路」として指定した一般国道399号の一部（いわき駅前大通りの一部）について、同じく福島県が令和7年3月24日に道路法第33条第2項第三号の利便増進誘導区域としたエリアを言います。

「たいらほこみち」では、福島県から占用主体として許可を受けた、たいらまちづくり株式会社が、2025年3月26日から2028年3月31日までの間、エリア内の歩行者の滞留空間を確保し、歩行者の利便性を高める役割を担います。

2023年11月から2024年12月にかけて3度にわたり実施した「R399 社会実験 いわき駅前公園化計画」では、様々なプレーヤーの方がご自身の「やってみたい」をまちに持ち寄ることで、平のまちの日常が、より居心地良く、昨日よりもワクワクできるものになったと実感しています。

こうした姿、こうしたしくみを恒常化したいという考えから、たいらまちづくり株式会社では、訪れる人々にとって、「行きたくなるまち」や「いつもの居場所」として愛される平のまちであるように、「たいらほこみち」の利用（2次占用）を広く募ることとしました。

平のまちで面白いことをやってみたい、中心市街地のだ真ん中で出店してみたい——アイデアや熱意をお持ちの皆さんからの「たいらほこみち」利用のお申し込みをお待ちしています。

たいらまちづくり株式会社 代表取締役社長 山崎 建見

平のまちの話しを気軽に交わし合い、思い思いのカタチでまちと関われる、そして平のまちづくりに誰もが参加できる、そんな「関わりしろ」をつくりたいという思いから、2025年4月、「NPO 法人タイラボ」を設立しました。

「たいらほこみち」をより多くの方にとって使いやすくするために、「たいらほこみち」の占用主体であるたいらまちづくり株式会社から、「たいらほこみち」の利用受付等に関する業務を受託し、「たいらほこみち」事務局の役割を担っています。

「たいらほこみち」で「やってみたい」ことがございましたら、アイデアレベルの企画でも大歓迎ですので、まずはお気軽にご相談ください。

NPO 法人タイラボ 代表 北林 由布子  
（「たいらほこみち」利用受付等業務受託者）